

茨木市規則第46号

茨木市中高層建築物紛争調整委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例（令和6年茨木市条例第23号）第25条第2項の規定に基づき、茨木市中高層建築物紛争調整委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律又は建築に関し専門的な知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部において処理する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。